

## 地震災害対策編 第2部 災害応急対策計画

- 第1章 災害応急対策計画の基本方針等
- 第2章 活動体制の確立に関する計画
- 第3章 生命・財産への被害を最小とするための活動計画
- 第4章 被災者の保護・救援のための活動計画
- 第5章 社会基盤の応急対策計画

## 第1章 災害応急対策計画の基本方針等

### 第1節 災害応急対策計画の基本方針

## 第1節 災害応急対策計画の基本方針

災害応急対策計画の基本的な考え方は、【風水害等対策編 第2部 災害応急対策計画 第1章】を参照する。

## 第2章 活動体制の確立に関する計画

第1節 災害対策本部組織計画

第2節 動員配備計画

第3節 情報収集伝達計画

第4節 帰宅困難者対策計画

## 第1節 災害対策本部組織計画

### 《 基本方針 》

本市の地域において、災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、または発生する恐れがある場合で、災害予防及び災害応急対策を実施する必要があるときは、「災害対策基本法」及び「由布市災害対策本部条例」（平成17年10月1日 条例第16号）により「由布市災害対策本部」（以下「市災害対策本部」という。）を設置するものとする。

大規模な地震発生時における対策は、本項の定める他、【風水害等対策編 第2部 災害応急対策計画 第2章 第1節 災害対策本部組織計画】を参照する。

### 第1項 災害対策本部組織計画

#### 《 計画目標 》

#### 1. 市災害警戒準備室

気象台から地震情報が発表される等災害が発生し、または災害が発生する恐れがある場合において、その災害の程度が市災害対策本部等を設置するに至らないときは、“防災安全課、各振興局”職員等により災害警戒準備室の体制をとる。

#### 2. 市災害対策警戒本部

気象台から地震情報が発表される等相当規模の災害が発生し、または災害が発生する恐れがある場合において、その災害の程度が市災害対策本部を設置するに至らないときは、副市長を本部長とし、“総務部、技術部、救援部”職員等により災害対策警戒本部の体制をとる。

#### 3. 市災害対策本部

市災害対策本部の機構及び運営等に関する必要事項については、「市災害対策本部条例」及び「市災害対策本部運営要領」、「市災害対策各支部運営要領」に定めるところによる。

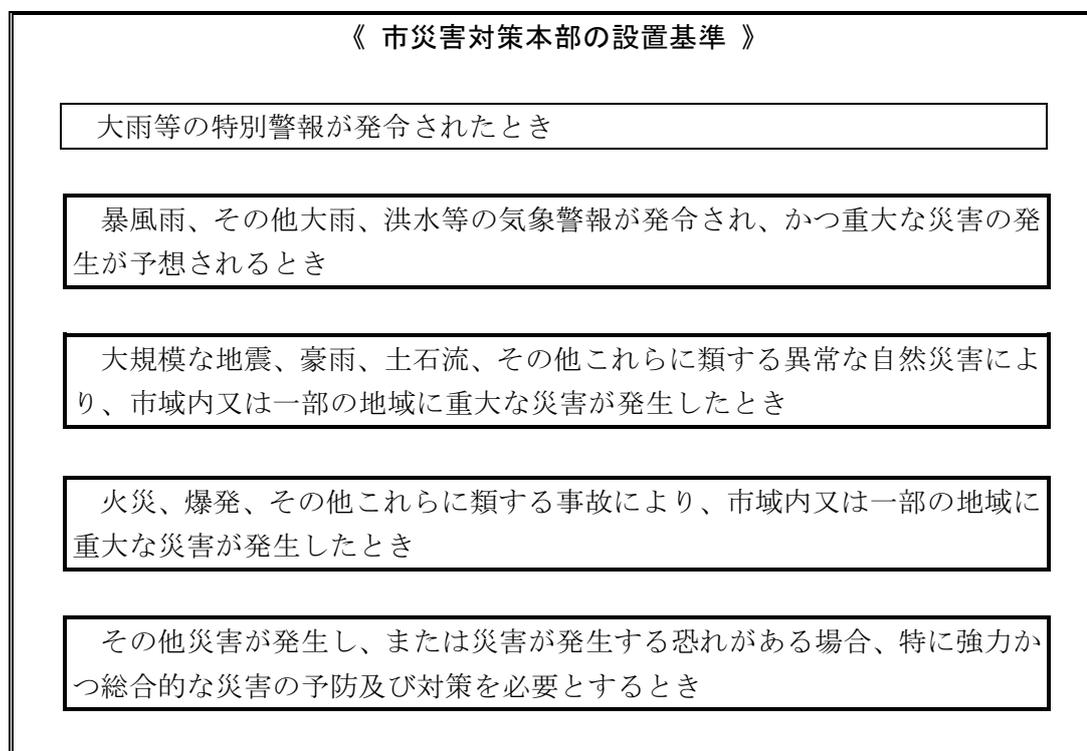
#### 《 市災害対策本部設置基準 》

本市近郊に

- 1) 震度4の地震が発生したときは、直ちに市災害警戒準備室を設置する。
- 2) 震度5弱の地震が発生したときは、直ちに市災害対策警戒本部を設置する。
- 3) 震度5強以上の地震が発生したときは、直ちに市災害対策本部を設置する。

### 1) 市災害対策本部の設置及び廃止

市災害対策本部は、次の基準に達したとき市長が設置・閉鎖する。



### 4. 市現地災害対策本部

災害発生の地域が限定される場合においては、現地災害対策本部を設置することができる。現地災害対策本部の体制は、市災害対策本部に準ずる。

### 5. 市災害対策本部等の設置場所

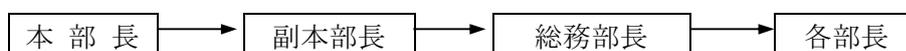
市災害対策本部等は、原則として市役所内に設置するが、市役所が被災により使用不可能な場合には、他の施設の使用可能性を調査し、使用可能性が確認された場所に設置する。

### 6. 夜間・休日発災時の本部機能の確保

夜間及び休日において、大規模な地震が発生したと予想される場合、市災害対策本部等が必要な初動対応を迅速かつ的確に実施できるよう本部機能確保の措置を講じる。

### 7. 意思決定権者代理順位

市災害対策本部の設置後、自衛隊災害派遣要請等応急活動の実施に際し、意思決定権者が不在または連絡不能で、特に緊急に意思決定を必要とする場合においては、下記の順位により所定の決定権者に代わって意思決定を行う。この場合において、代理で意思決定を行った者は、速やかに所定の決定権者にこれを報告し、その承認を得る。



## 8. 市災害対策本部の組織及び事務分掌

市災害対策本部は、由布市の地域において災害が発生し、または発生するおそれがある場合に市長がこれを設置する。市災害対策本部は市長を本部長、副市長、教育長を副本部長とし、そのもとに部長、班長並びに班員を配備し、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の協力を得ながら災害予防及び災害応急対策を実施する。

## 《 応急対策の時間的目安 》

時間 主な 応急対策事項	地震発生～24時間位まで	地震発生24時間位～ 3日目位まで	地震発生3日目位～ 1週間位まで
被害情報の 収集伝達 〈庶務・調査 ・各班〉	<ul style="list-style-type: none"> <li>各班からの被害情報の収集伝達</li> <li>消防本部、消防団等からの被害情報の収集伝達</li> <li>その他関係機関からの被害情報の収集伝達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物等の被害情報の収集伝達</li> <li>ライフライン被害情報の収集伝達</li> <li>交通、公共施設等の被害情報の収集伝達</li> <li>被災者の生活情報の収集伝達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災者の生活情報の収集伝達</li> </ul>
市民への 広報 〈庶務班〉	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害状況（特に火災発生）に関する情報</li> <li>避難勧告及び安全な指定避難場所及び指定避難所に関する情報</li> <li>パニック防止に関する情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種被害状況に関する情報</li> <li>指定避難所に関する情報</li> <li>救援救護に関する情報</li> <li>行政の対応に関する情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ライフライン等の復旧状況に関する情報</li> <li>指定避難所に関する情報</li> <li>救援救護に関する情報</li> <li>各種相談窓口開設に関する情報</li> </ul>
避難 〈庶務・救援 班〉	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定避難場所及び指定避難所の開設、運営</li> <li>避難人員及び避難状況の把握</li> <li>特設公衆電話の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定避難所の運営</li> <li>指定避難所への飲料水、食料生活必需品等の供給</li> <li>仮設トイレの設置及び衛生管理</li> <li>特設公衆電話の増設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難人員、生活状況の実態把握</li> </ul>
広域応援 〈事務局〉	<ul style="list-style-type: none"> <li>自衛隊の派遣要請と受入れ</li> <li>災害救助法適用の要請</li> <li>県、周辺市町への応援要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域応援の受入れ</li> <li>救援物資の受入れ</li> <li>ボランティアの受入れ</li> </ul>	
人命救出・医療活動 〈救援班・消防本部〉	<ul style="list-style-type: none"> <li>生き埋め者等の救出活動</li> <li>負傷者等の救急医療活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生き埋め者等の救出活動</li> <li>負傷者等の救急医療活動</li> <li>医療救護所の開設、運営</li> <li>後方医療機関への搬送</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>負傷者等の救急医療活動</li> <li>メンタルケア</li> </ul>
救援 〈救援班〉	<ul style="list-style-type: none"> <li>救護活動</li> <li>食料、飲料水の確保及び供給</li> <li>生活必需品の確保及び供給</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食料、飲料水の供給</li> <li>生活必需品の供給</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道復旧による生活用水の供給</li> <li>救援物資の配給</li> </ul>
交通規制 〈輸送・救援〉	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急輸送</li> <li>交通規制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急輸送</li> <li>交通規制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通規制</li> <li>緊急交通路の確保</li> </ul>

時間 主な 応急対策事項	地震発生～24時間位まで	地震発生24時間位～ 3日目位まで	地震発生3日目位～ 1週間位まで
班)	・緊急交通路の確保	・緊急交通路の確保	
消火活動 〈消防本部〉	・火災の初期消火 ・火災の延焼状況の予測 ・危険物等の火災防止対策	・火災の延焼拡大の防止 ・危険物等の火災防止対策	
要配慮者への対応 〈救援班〉	・安否の確認、緊急介護 ・指定避難場所及び指定避難所でのケア	・安否の確認、緊急介護 ・指定避難所でのケア ・在宅要配慮者の施設への受入れ	・安否の確認、緊急介護 ・指定避難所でのケア ・在宅要配慮者の施設への受入れ
遺体捜索・収容埋葬 〈環境対策班〉		・遺体の捜索、搬送 ・火葬場等の確保	・遺体の収容埋葬
ライフライン 〈技術部〉	・ライフラインの復旧	・ライフラインの復旧	・ライフラインの復旧
廃棄物対策 〈環境対策班〉			・ゴミ、し尿処理 ・災害廃棄物処理
生活再建 〈調査班・技術部〉			・災害相談窓口の開設 ・罹災証明等発行の準備 ・応急仮設住宅建設の準備 ・被災建物応急修理の準備 ・学校再開の準備

## 第2節 動員配備計画

### 《 基本方針 》

市及び防災関係機関は、大規模地震発生時において迅速かつ的確な初動対応を実施するため、市災害対策本部等の設置基準の明確化、夜間・休日発災時の本部機能の確保等に留意して職員の動員配備・応急活動体制を定める。発災時は、これに従い市災害対策本部等の設置及び職員の動員配備、応急活動を行う。

大規模な地震発生時における対策は、本節の定める他、【風水害等対策編 第2部 災害応急対策計画 第2章 第2節 動員配備計画】を参照する。

### 第1項 動員配備計画

#### 《 計画目標 》

#### 1. 動員配備計画

「由布市災害対策本部規程」に基づく活動体制及び配備体制は次のとおりである。

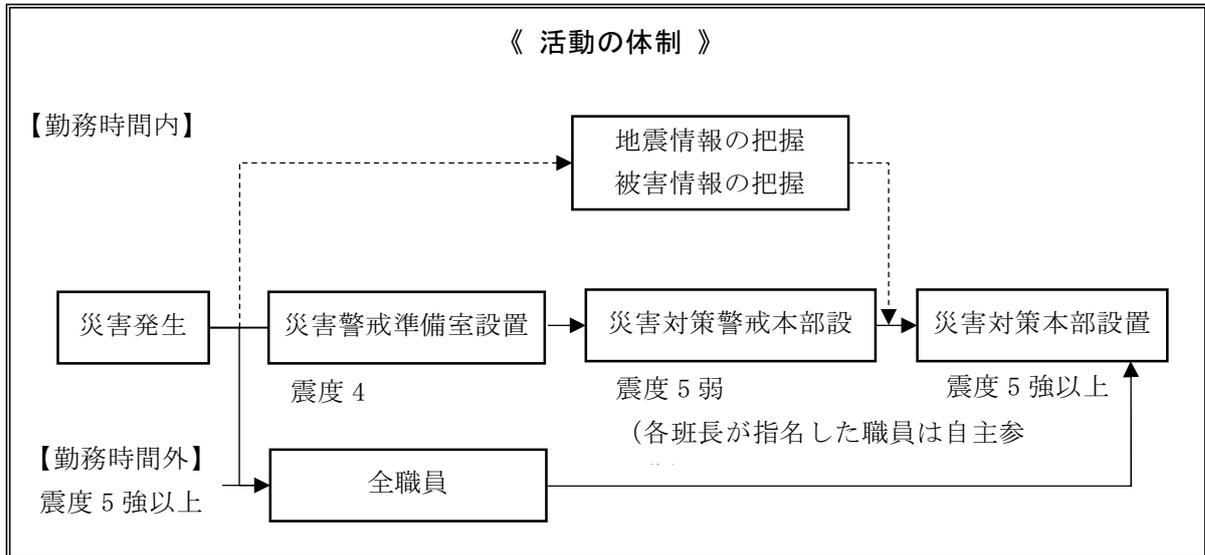
##### 1) 配備の体制（職員の参集体制）

災害警戒準備室	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇情報収集連絡活動を主とし、事態の推移により災害対策警戒本部に移行するまでの体制</li> <li>◇気象業務法に基づく警報が発令される等災害の発生が予想される場合</li> <li>◇各部の情報連絡担当職員が配置につき、他の必要な人員を待機させ、状況によりいつでも警戒本部体制に移行しうる体制</li> </ul>
災害対策警戒本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇現に災害が発生しつつあり、かつ、相当規模の災害が発生する恐れがある場合</li> <li>◇各班の所要人員が配置につき、他の必要な人員を待機させ、状況によりいつでも災害対策本部に移行しうる体制</li> </ul>
災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇大規模な災害が発生し、もしくは発生する恐れがある場合は次による。 ただし、震度5強以上の地震の場合は第2次体制によるものとする。</li> <li>◇第1次体制 おおむね5割の職員（課長補佐、主幹、副主幹以上）</li> <li>◇第2次体制 全職員</li> </ul>

## 2. 市災害対策本部等の設置基準と配備体制

### 1) 活動体制

市長は、大規模地震が発生した場合において、直ちに災害対策本部を設置し、全職員をもって地震発生時における災害対策本部設置体制に基づき、防災活動を遂行する。



### 2) 配備体制

配備基準	震度	配備体制	参集方法
災害警戒準備室	4	[本部] 防災安全課 [支部] 各振興局	<b>【勤務時間内】</b> 大分地方気象台→県防災危機管理課→市防災安全課(担当者) →各振興局(担当者)→関係職員 <b>【勤務時間外】</b> 大分地方気象台→県防災危機管理課→防災安全課(担当者)→ 各振興局(担当者)→関係職員登庁
災害対策警戒本部	5弱	[本部] 総務課、農政課 建設課、水道課 消防本部 防災安全課 [支部] 振興局長 地域振興課、地域整備課	<b>【勤務時間内】</b> 大分地方気象台→県防災危機管理課→市防災安全課(担当者) →(庁内放送)→関係職員 <b>【勤務時間外】</b> 関係職員登庁→緊急初動班の設置 →(災害対策警戒本部) 職員の参集に遺漏のないようあらかじめ職員の参集系統、参 集順位、連絡方法等について具体的に計画しておく。
災害対策本部	5強 以上	[本部・支部]         全職員	<b>【勤務時間内】</b> 大分地方気象台→県防災危機管理課→防災安全課(担当者)→ (庁内放送)→全職員(災害対策本部各班) <b>【勤務時間外】</b> 第2次体制→全職員登庁 直ちに職員自ら情報収集に努め、自主的に登庁する。 但し、道路の遮断や公共の交通機関等の不通により、登庁で できない場合は、所属長へその旨伝えとともに、応急活動に従 事する。

### 3) 職員の動員

#### ア. 勤務時間の参集配置

勤務時間内に本部が設置された場合、各班の班長はすみやかに動員配置人員表に基づき必要人員を確保するものとする。又、勤務時間外まで継続される場合も動員配置人員表に基づき必要人員を確保するものとする。

#### イ. 勤務時間外の参集配置

勤務時間外に本部が設置された場合、別に定める伝達系統に従い情報伝達を行い、各班の班長は動員配置人員表に基づき必要人員を参集させるものとする。

参集あたっては、交通機関の状況、道路の冠水・損壊、橋梁の流出・損壊、堤防の決壊等に注意する。

#### ウ. 職員は大規模地震の発生を知り得た場合には、テレビ、ラジオ等で震度等を確認し、体制を判断し、体制に関する連絡がない場合でも、自動的に参集するものとする。

参集にあたっては、公共機関が不通であっても、徒歩、自転車、バイク等の方法で近傍の庁舎に参集することを原則とする。参集後、情報の収集を行い本勤務地への参集が可能な場合は本勤務地へ参集するものとする。不可能な場合には直属の上司に報告後、各支部長の指示を受けるものとする。なお不可能な状況が解消された場合には速やかに本勤務地に参集するものとする。

#### エ. 職員は、それぞれ個々の状況を自ら判断し行動をとるものとする。

なお、やむをえない事由として例えば次のような場合が考えられる。

- a. 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等に従事し、または一時的に避難している場合。
- b. 職員及び職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が欠乏している場合で、職員以外にはそれらの確保を行うことができない場合。
- c. 職員が人命救助、消火活動等必要な措置を講ずる必要がある場合。
- d. 職員が出張中又は旅行中であって、直ちに参集できない場合。
- e. 職員が傷病もしくは職員家族介護のため参集できない場合。
- f. 職員の現住所から本勤務地までの交通路が完全に遮断された場合。

#### オ. 参集途上の対応

参集途上にあつては、災害情報の収集に留意することとし、被害の有無に関わらず別に定める様式「参集途上情報報告書」にしたがって所属長に報告する。なお、本報告は、調査をしながらの参集を意味するのではなく、迅速な参集を第一とし、その範囲で把握した情報を報告するというものである。

●参考資料編 様式 地応-2-2-1-1 「参集途上情報報告書」

### 4) 災害対策本部の設置不能の対応

夜間及び休日において、市災害対策本部機能の確保を図るため、早期参集した要員により直ちに“緊急初動部隊”を組織し、発災直後の情報収集・伝達・防災関係機関との連絡調整等の災害対策本部の設置のための初動対応を行う。

## 第2章 活動体制の確立に関する計画

## 第2節 動員配備計画

## 第3節 情報収集伝達計画

## 5) 県による代行措置

県は、被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合に、災害対策基本法第73条の規定に基づき、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、①警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、②他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに③現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、当該市町村に代わって行うものとする。

## 6) 参集状況に応じた災害対策本部要員の配備方針

本部の要員が不足した場合については、それぞれの分掌業務に拘束されない柔軟で実効性のある応急対策活動を確保するため、総務部は次の基準により要員の配置転換等を行う。

また、現地災害対策本部についても同様に、庶務班を通じて行うものとする。

## ア. 市役所機能全壊程度の災害

登庁した職員が順次、予め定められた担当班の要員として災害対策本部を構成し応急対策活動にあたるが、「本編第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動計画」に必要な要員を最優先として配置する。

## イ. 市役所機能一部損壊程度の災害

各部の責任者の指揮の下で「本編第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動計画」にあたる要員の重点配分を行う。

## ウ. 市役所機能支障なし程度の災害

計画どおり各部は、分掌業務に従って応急対策活動を行うこととし、その進捗状況を勘案し、必要に応じて要員の最適な配分を図る。

## 7) 参集した職員の家族の安否確認

発災時に家族と離れていた職員は、参集途上又は参集初期の段階で、速やかに家族の安全確認を行う（風水害等対策編 第2部 災害応急対策計画 第1章 第1節参照）。

## 第3節 情報収集伝達計画

## 《 基本方針 》

市災害対策本部並びに関係機関は、情報の相互連絡の重要性を認識し相互に連携協力して、刻々と変わる災害の状況に応じた的確な初動応急対策を実施するため、次の事項について災害に関する情報の収集及び伝達を行う。

## 第1項 情報収集伝達計画

## 《 計画目標 》

大規模な地震発生時における対策は、本項の定める他、【風水害等対策編 第2部 災害応急対策計画 第2章 第5節 被害情報等収集伝達計画】を参照する。

## 1. 通信施設の利用確認

### 1) 通信手段の確保

- ア. 災害発生直後は、直ちに災害情報連絡のための電源・通信手段を確保する。
- イ. 市は、必要に応じ情報通信の機能確認と支障が生じた施設の早期復旧を行う。そのための要員・資機材を確保する。
- ウ. 関係機関と連携し、通信の確保に必要な措置を講ずる。

### 2) 公衆電話通信施設の利用

災害時において加入電話が輻輳し、通話が不能または困難な場合で応急対策等が必要があるときは、非常電話を利用する。

#### 《 非常電話の手順 》

- ア. 事前に災害時優先電話として承認を受けた電話番号を利用する。
- イ. 緊急通信の場合は「102番」をダイヤルする。
- ウ. オペレーターに「非常通話」と告げ、その理由を申し出る。
- エ. 市の登録電話番号と機関名、氏名を告げる。

## 2. 災害情報の収集・連絡

### 1) 地震情報等の把握

地震が発生した場合、地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）や、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は、効果的に応急対策を実施するうえで不可欠である。このため、地震の規模や被害の程度に応じ関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行うこととする。この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握に努める。

### 2) 地震に関する情報の発表及び伝達

地震に関する情報とは、九州・山口地方の地震や地震による被害が発生したと推定される地震、局地的に続いて発生する小地震等が発生し、福岡管区気象台が必要と認めた場合に、福岡管区及び大分地方気象台が一般及び関係機関に対して速やかに発表するもので、その種類は次のとおりである。

震度速報：気象庁の地震観測地点のいずれかで震度3以上が観測された場合に発表する。

地震情報：

#### ①震源・震度に関する情報：

地震の発生時刻、震央の位置、震源の深さ、マグニチュード、震度3以上を観測した地域の震度の発表状況について発表する。

#### ②各地の震度に関する情報：

地震の発生時刻、震央の位置、震源の深さ、マグニチュード、各地の震度（震度1以上）について発表する。

●参考資料編 資料 地応-2-3-1-1 「気象庁の震度階級」

### 3) 南海トラフ地震に関連する情報

気象庁は、平成29年11月1日から「南海トラフ地震に関連する情報」の運用を開始した。

情報の種類と発表条件は下表のとおりであり、情報発表条件に合致した場合、「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」は概ね30分後程度に発表される。その後、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」において発生した異常な現象についての評価結果が、最短で2時間後程度に発表される。

発表があったのちは、平常時からの地震への備えを確認するように住民に広報を行うなどするものとする。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震に関連する情報（臨時）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南海トラフ沿いで異常な現象<sup>※1</sup>が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合</li> <li>・観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合</li> <li>・南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合</li> </ul>
南海トラフ地震に関連する情報（定例）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合</li> </ul>

注. 本情報の運用開始に伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表は行わない。

注. 本情報を発表していなくても、南海トラフ沿いの大規模地震が発生することもある。

※1：南海トラフ沿いでマグニチュード7以上の地震が発生した場合や、東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合など、気象庁が調査を開始する対象となる現象。具体的には次のとおり。

#### ■ 気象庁が調査を開始する対象となる現象

- 想定震源域<sup>※2</sup>内でマグニチュード7.0以上の地震が発生
- 想定震源域<sup>※2</sup>内でマグニチュード6.0以上の（あるいは震度5弱以上を観測した）地震が発生し、ひずみ計<sup>※3</sup>で当該地震に対応するステップ上の変化<sup>※4</sup>以外の特異な変化を観測
- 1箇所以上のひずみ計<sup>※3</sup>で有意な変化を観測し、同時に他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化を観測している等、ひずみ計<sup>※3</sup>で南海トラフ沿いの大規模地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測
- その他、想定震源域<sup>※2</sup>内のプレート境界の固着情報の変化を示す可能性のある現象が観測された等、南海トラフ沿いの大規模地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測

※2：想定震源域…南海トラフ地震の想定震源域（中央防災会議、2013）

※3：ひずみ計…当面、東海地域に設置されたひずみ計を使用

※4：ステップ状の変化：地震発生時に通常観測される段差的な変化

## 3. 地震被害情報の収集伝達

### 1) 地震被害情報の収集

#### ア. 初動時期における災害情報の収集（第一報）

地震発生直後の初動対策を実施する上で必要な優先情報として、次の災害情報を迅速かつ臨機応変に収集する。

- a. 地震情報、火災情報及び異常現象に係る情報
- b. 人命救助に係る情報
- c. その他初動対策に係る情報

なお、これらの災害情報は、周辺で感知できる範囲若しくは登庁途中における目視調査等概略把握結果とする。

また、順次関係機関等との情報交換を行い、正確な情報の把握に努める。

イ. 各班は、被害規模を早期に把握するため、次の初期情報等の収集を行う。

- a. 人的被害
- b. 建物、施設等の被害
- c. 避難の状況
- d. 防災関係機関の防災体制（配備体制等）
- e. 防災関係機関の対策の実施状況
- f. 交通機関の運行、道路の状況
- ウ. 電気、ガス、上下水道、電話等生活関連施設の運営被害状況
- エ. 各地区毎に被害情報の収集担当班を定め、消防団や区長等の協力を得て初期情報の収集に努める。

## 2) 被害情報の伝達、報告

災害対策基本法第53条に基づき、市は、当該区域内に災害が発生したときは政令で定めるところにより、速やかに、当該災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を県に報告しなければならない。

区 分	内容等（基本法施行令第21条）	様 式
被害状況速報	ア. 災害の原因 イ. 災害の発生日時 ウ. 災害の場所または地域 エ. 被害の程度 オ. 被害に対してとられた措置 カ. その他必要事項	災害概況即報 （第1号様式）

## 3) 地震に関する情報の伝達

### ア. 住民への広報

大規模な地震発生後は、通信施設の途絶等により情報不足が混乱を招くことになる。そのため、迅速かつ的確に被災地住民をはじめ住民に広報を行い、災害に対する情報ニーズの増加、情報不足による混乱の防止に努める。

### イ. 事前措置

市は、住民等へ地震（本震・余震）に関する情報の発表があった場合、直ちに防災ラジオ、防災行政無線等により、本震・余震の情報を伝達し、倒壊する恐れのある建築物等から退避し、堅牢で安全な施設に避難するよう広報する。また、可能な限りラジオ、テレビの放送を聴取するよう周知する。

### ウ. 地震情報の周知

市は、震度5弱以上の地震を覚知（震度計がない場合は体感による）した場合、防災ラジオ、防災行政無線、広報車等を用いて市民に注意を呼びかけ、被害の未然防止・拡大防止を図る。その際、聴覚障がい者、視覚障がい者、観光客、外国人等の要配慮者へも配慮する。

《 地震時の広報内容 》

地震発生直後の広報	その後の広報
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 余震情報</li> <li>・ 地震時の一般的注意事項</li> <li>・ 初期消火活動、人命救助の呼び掛け</li> <li>・ 災害情報、被害情報</li> <li>・ 避難に関する情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害情報、被害情報</li> <li>・ 救援物資の配給状況</li> <li>・ ライフライン等の復旧状況</li> <li>・ 緊急交通路確保への協力要請</li> <li>・ ボランティア受け入れ情報</li> <li>・ 安否情報</li> </ul>

4. 応援要請

大規模な地震発生時における対策は、本項の定める他、【風水害等対策編 第2部 災害応急対策計画 第2章 第7節 広域応援要請計画、第8節 自衛隊災害派遣要請計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

1) 県他市町村への応援要請

災害応急対策または災害復旧のため、必要なときは次の応援要請の要点を示し、県、他市町村、指定地方行政機関等の長に対し職員派遣等の要請を行う。また、知事に対し、他市町村、指定地方行政機関の職員派遣等について斡旋を求める。

2) 自衛隊への応援要請依頼

ア. 自衛隊派遣要請手続き

本部長が、事態が急進し速やかに自衛隊の救援を要すると認めたときは、総務課長は、災害派遣要請依頼書に記載する事項を明らかにし、電話または口頭をもって知事に依頼する。なお、事後速やかに依頼文書を提出する。

イ. 緊急要請

県との通信の途絶等により知事に対して前述の依頼ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊（西部方面特科隊長湯布院駐屯地・陸上自衛隊大分地方協力本部長など）に通知する。この場合においては、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

第2項 災害広報計画

《 計画目標 》

1. 災害広報

大規模な地震発生時における対策は、本項の定める他、【風水害等対策編 第2部 災害応急対策計画 第2章 第15節 災害広報計画】を参照する。

1) 災害広報内容

災害広報は、報道機関に対するものと、住民に対するものとに分けて行う。

- ア. 余震等、地震の発生に関する今後の見通し
- イ. 被災状況と応急措置の状況
- ウ. 避難の必要性の有無、指定避難場所等の情報
- エ. 交通規制及び各種輸送機関の通行状況
- オ. ライフラインの状況

- カ. 医療機関の状況
- キ. 防疫活動の実施状況
- ク. 食料、生活必需品の供給状況
- ケ. その他住民のとるべき行動
  - a. 火災、地すべり、危険物施設に対する対応
  - b. 電話、交通機関等の利用制約
  - c. 食料、生活必需品の確保

## 2) 住民に対する広報

住民への広報内容について、避難の緊急度、危険性、広報優先地域等を見極め、必要な情報を周知する。

市では、被災者の情報ニーズを的確に把握し、要配慮者へも確実に広報が行われるよう、ボランティア団体等とも連携を図りながら、貼り紙、チラシ、立て看板、広報誌、広報車、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、テレビ、新聞、インターネット（県庁ホームページや、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア）、携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、ワンセグ放送、アマチュア無線局等多様な方法を用いて積極的に広報活動を展開することとする。特に避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については口頭・紙媒体の併用など、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

## 3) 広報の実施

市は、次により広報を実施する。

- ア. 広報重点地区（各災害危険地区）の選定
- イ. 広報文の確認
- ウ. 広報優先順位の検討
- エ. 伝達方法、伝達ルートの確認

## 2. 広報の要請

市長は、災害に関する情報を緊急に住民に周知する必要があると認めるときは、知事に対して災害対策基本法第57条に基づき、放送の要請を依頼する。

## 3. 安否情報への対応

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

## 第4節 帰宅困難者対策計画

(庶務班・環境対策班)

### 《 基本方針 》

帰宅困難者への対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、避難場所の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたる。このため、事業所や学校などの組織では、災害発生時には、組織の責任において安否確認や交通情報等の収集を行い、災害状況を十分に見極めたうえで、従業員、学生、顧客等の扱いを検討する。帰宅困難者対策は、行政のエリアを越え、かつ多岐にわたる分野に課題が及んでいることから、県や市町村、事業所、防災関係機関が相互に連携・協力し、災害発生時における交通情報や食料・飲料水の提供、従業員や学生等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

### 第1項 市民、事業者等への情報提供

市においては、市民・事業所等に対して、各種の手段により、鉄道運行状況、道路交通情報、徒歩帰宅に必要な装備、家族との連絡手段、徒歩帰宅経路等について必要な情報を提供するものとする。

### 第2項 代替交通手段の確保

市は、帰宅のための支援方針を決定するとともに、県と連携し、代替交通手段を確保するため、必要に応じて九州運輸局、隣接する県・市町村及び交通事業者と調整を図るものとする。

## 第3章 生命・財産への被害を最小とするための活動計画

- 第1節 避難收容計画
- 第2節 救出医療計画

## 第1節 避難収容計画

(庶務班・救援班・医療救護班・環境対策班)

### 《基本方針》

災害のため、現に、身体・生命が危険な状態にある場合、これらの者を保護するため、避難を勧告または指示し、安全な場所に避難させ、収容するための計画であり、災害危険区域等にある市民を安全な場所に避難させるための方法等を明確にし、迅速かつ円滑な避難の実施を図る。

大規模な地震発生時における対策は、本項の定める他、【風水害等対策編 第2部 災害応急対策計画 第3章 第4節 避難の勧告・指示等及び誘導に関する計画】を参照する。

### 第1項 避難収容計画

#### 《計画目標》

#### 1. 避難施設の確保

##### 1) 避難施設等の開設

避難施設は、地震発生後の施設の被害状況を確認し、指定した建物等の危険度判定を優先的に実施する等、施設及び資機材の利用可能性、被害状況を判断し、必要な措置をとる。

また、住民の避難が円滑に行われるよう伝達の方法も含め、あらかじめ住民に周知しておき、避難の問い合わせ等に対し円滑に対応できるようにする。

##### 2) 収容対象者

- ア. 災害により現に被害を受けた者、または被害を受ける恐れのある者
- イ. 避難命令が出た場合等で、現に被害を受ける恐れのある者

##### 3) 避難施設への受け入れ準備

- ア. 事務局は、電話、無線等により指定避難所開設の旨を関係者へ連絡する。
- イ. 施設の施設解除依頼
- ウ. 避難者の受入れ（収容）スペースを指定、避難者の誘導

#### 2. 避難の勧告、指示

地震等による災害の危険が切迫し、住民を避難させる必要がある場合、避難勧告、指示（緊急）の責任者を明確にし、警察官、県及び自衛隊等と協力し、避難体制を確立する。

市長、その他避難の指示等の権限を有する者は、大規模な地震が発生等により危険が急迫している場合、危険区域の居住者、残留者に対し立ち退きを勧告し、または立ち退きを指示する。

必要に応じて、対象地域、判断時期等について、国、県に対して助言を求めるものとする。なお、避難勧告等を解除する場合は、十分に安全性の確認に努めるものとする。

#### 《避難勧告》

条 件	ア.災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった場合
行動内容	ア.指定避難所への避難 イ.外出することが危険な場合、近くの安全な場所（自宅内より安全な場所）への避難

**《避難指示（緊急）》**

条 件	ア.災害が発生するなど状況がさらに悪化し、人的被害の危険性が非常に高まった場合
行動内容	ア.指定避難所への避難 イ.外出することが危険な場合、近くの安全な場所（自宅内より安全な場所）へ避難

**3. 要配慮者の避難対策**

**1) 地震発生直後の対策**

**ア. 避難行動要支援者**

避難行動要支援者対象者リストを作成し、地域の自主防災組織、消防団や民生委員等の協力のもと、速やかに安否確認を行い、指定避難所への速やかな避難誘導を行う。

なお、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を活用し避難行動要支援者に対して多様な手段による情報伝達を行うこと。また、指定避難場所等での避難支援や迅速な安否確認等を行うこと。

**イ. 在宅被災者**

指定避難所に避難していない被災者についても、必要に応じて指定避難所への収容と生活支援が必要な場合があるため、その状況を把握する。特に、要配慮者が情報の伝達を受けられず孤立することのないよう留意する。

**2) 指定避難所での対策**

指定避難所の物理的障壁の除去(バリアフリー化)

- ア. 物理的障壁の除去がされていない施設を指定避難所とした場合は、障がい者用トイレ、スロープ等の段差解消設備の仮設に努める。
- イ. 車椅子の貸与、紙オムツや携帯便器提供と使用場所の確保、ホームヘルパーの派遣等、要配慮者へ保健福祉サービスに努める。
- ウ. 指定避難所では、要配慮者の状況を把握し、食料や飲料水、生活必需品の供給等の指定避難所での生活支援において要配慮者が不利とならないよう配慮する。
- エ. 生活情報の伝達において、聴覚障がい者には掲示板や手話通訳、視覚障がい者には点字等情報を的確に伝える方法を用いる。
- オ. 要配慮者の介助に関して、必要に応じてボランティア組織や関係団体へ協力を要請する。

**3) 相談窓口の設置**

車椅子、携帯便器、おむつ、移動介助を行う者(ガイドヘルパー)の派遣等、要配慮者の要望を把握するため、指定避難所等に要配慮者のための相談窓口を設置する。

#### 4. 指定避難所の受け入れ体制

- 1) 各指定避難所の責任者をあらかじめ定めておき、避難者の受け入れや連絡が円滑に進むようにしておく。

<p>《 指定避難所運営の手順 》</p> <ol style="list-style-type: none"><li>ア. 避難者カード・避難住民名簿の作成</li><li>イ. 部屋（場所）の割り振り</li><li>ウ. 食料、生活必需品の請求、受取、配給</li><li>エ. 指定避難所の運営状況の報告（適宜）</li><li>オ. 指定避難所状況把握書の作成</li></ol>
---

- 2) 指定避難所の運営は、住民及びボランティア等の自主性を尊重し、市はこれに協力し、必要な措置を検討する。

#### 5. 指定避難所の運営

指定避難所の開設が長期化する見通しの場合、市は次の点に留意する。

なお、市は、県が策定した「避難所運営マニュアル策定のための基本指針」に基づき、「避難所運営マニュアル」を策定し、発災時の迅速な避難所の立ち上げと円滑な運営に努めるものとする。

●参考資料編 風応-4-1-2-1 「避難所開設運営マニュアル」

##### 1) 避難者が落ちつきを取り戻すまでの指定避難所運営

- ア. グループ分け
- イ. プライバシーの確保
- ウ. 情報提供体制の整備
- エ. 指定避難所運営ルールの徹底  
円滑な指定避難所運営を行うための指定避難所運営ルール（消灯時間、トイレ等の施設使用等）を定め、徹底する。
- オ. 指定避難所のパトロール等
- カ. 要配慮者等の社会福祉施設等への移送等
- キ. 福祉避難所  
要配慮者（社会福祉施設等に緊急入所する者を除く。）が、相談等の必要な生活支援が受けられる等、安心して生活ができる体制を整備した避難所

##### 2) 避難者が落ちつきを取り戻した後の指定避難所運営

- ア. 自主運営体制の整備
- イ. 暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯等の生活環境の改善対策
- ウ. 指定避難所の早期閉鎖を考慮した運営

##### 3) 保健、衛生対策

- ア. 救護所の設置
- イ. 巡回健康相談、栄養相談の実施
- ウ. 仮設トイレの確保、衛生対策

- エ. 入浴、洗濯対策
- オ. 食品衛生対策

#### 4) 指定避難所運営訓練の実施

市は、県と連携して、円滑に避難所を開設・運営できるよう、職員や自主防災組織等を対象とした避難所運営訓練等を実施する。

#### 5) 指定避難所での外国人への配慮

市は、日本語の理解できない外国人に対し、情報や配給などが行き渡るようボランティア通訳等の手配により配慮する。ボランティア通訳者の要請が必要な場合、県災害対策本部被災者救援部外国人救援班と連携して配慮を行う。

### 6. 広域一時滞在

災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等により、区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した時は、県（被災者救援部避難所対策班）を通じて、他の市町村への受入れについて協議する。

なお、県外市町村への受入れが必要な場合についても、県（被災者救援部避難所対策班と総合調整室広域応援対策班）と連携して当該他の都道府県との協議を行うものとする。

### 7. 指定避難所外被災者への支援

#### 1) 指定避難所外被災者への情報伝達活動

被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確、かつ、きめ細やかな情報を適切に提供するように努める。

なお、その際、高齢者、障がい者等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に対して、紙媒体で情報提供を行うなど、適切な手段により情報提供に努める。

#### 2) 指定避難所外被災者への情報伝達活動

交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、早期に孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の物資の円滑な供給に努める。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

#### 3) 巡回健康相談の実施

市は、指定避難所外被災者に対しても、健康管理のため、健康相談チームを編成し、巡回して健康相談を行うとともに、医療ニーズを把握する。

## 第2節 救出医療計画

(救援班・医療救護班・消防班)

### 《 基本方針 》

救助法の適用については同法、同法施行令及び基本法の細則の定めにより、必要と認めるときは、速やかに所定の手続きを行う。

大規模な地震発生時における対策は、本項の定める他、【風水害等対策編 第2部 災害応急対策計画 第3章 第5節 救出救助計画、第6節 医療救護計画】を参照する。

特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

### 第1項 救出医療計画

#### 《 計画目標 》

#### 1. 救出計画

##### 1) 救出班の編成

被災者の救出は、原則として“救援班及び消防班”が救出活動を行い、市災害対策本部による救出作業が困難なときは、大分県常備消防相互応援協定及び大分県消防団相互応援協定に基づき応援要請を行う。また、災害の状況により更に応援が必要と判断された場合には、緊急消防援助隊や自衛隊等の応援の要請を行う。

##### 2 初動体制の確立

被災者の救出活動は、広範囲な被災現場において激甚な地域や優先地域を判断し、関係機関と連携し、迅速な要員及び資機材の確保、救出体制、支援体制を確立する。

##### 3) 救出等の応援要請

市は、被災地の救助及び救急活動を行う他、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、県の各機関、他の地方公共団体に応援を要請する。また、自衛隊への派遣要請の必要性を判断し、必要と認められた場合は知事に自衛隊の派遣要請依頼を行う。

##### 4) 住民及び自主防災組織等の役割

地域における救助及び救急活動は、消防団や自治会も含めた自主防災組織のもとで、組織的に行動することが効果的である。地域の実状に即した住民の組織力を強化し、“自分達の地域は自分達で守る”という連帯感に基づき、自立的な防災体制の確立を図る。

###### ア. 個人の果たすべき役割

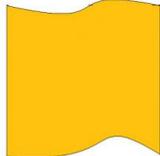
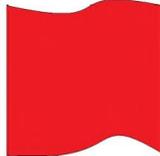
- a. 負傷者及び災害弱者の救出、救護
- b. 正確な情報の伝達
- c. 出火防止措置及び消火の実施
- d. 適切な避難
- e. 組織的な応急、復旧活動への参加と協力

イ. 市は、地震直後からの住民、事業所に対し、各種広報手段を用いて倒壊家屋の生き埋め者等に対する救出活動への協力を喚起する。

##### 5) 避難所情報に関するサイン

避難者がいることや避難者の中に重傷者等がいることについての情報を、防災ヘリ等に、容易に把握させるため、情報伝達用サインを統一する。

- サインの内容  
 規格 布(概ね 2m×2m)

①黄色 	避難者がいることを示す	②赤色 	避難者の中に、負傷者や要配慮者等の緊急な救助を要する者がいることを示す
--	-------------	---	-------------------------------------

## 2. 医療計画

### 1) 医療機関の動員計画

医療救護については、医師会と協議調整し、“医療救護班”と大分郡市医師会、その他医療機関の協力により“医療部隊”を編成し行う。

### 2) 初動体制の確立

救急医療活動は、被災現場において迅速な救護活動を行うため、迅速に地域の医療機関と連携し、医療関係者、施設の確保、搬送収容体制、支援体制を確立する。

- ア. 地元開業医、医療機関への要請
- イ. 医療救護班の派遣
- ウ. 医療施設への受け入れ体制の確保
- エ. 搬送体制の確保
- オ. 広域支援要請

### 3) 医療機関等への応援要請

医療救護班または市内の病院や診療所等での処理が困難な場合には、県及び周辺市町村等の協力を得て、最寄りの収容施設を有する医療機関に収容する。

### 4) 医療救護対策

#### ア. 医療施設の復旧協力

医療施設の被害状況を確認し、必要な施設及び資機材の利用可能性、状況を判断し、優先的な施設復旧と必要な支援を行う。

#### イ. 重症度の判定（トリアージ）

傷病者は、次の4段階に区分され、それぞれの判定に応じた救命措置、応急措置を行う。

《 重症度の判定 》	
ア.死亡	(黒) ..... 生命徴候がなく救命の見込みがない
イ.重症	(赤) ..... 直ちに生命にかかわる傷病
ウ.中等症	(黄) ..... 措置に比較的余裕のある傷病
エ.軽症	(緑) ..... 入院加療を必要としない傷病

ウ. 情報収集及び連絡体制

震災による負傷者の状況、医療従事者の確保状況、医薬品等の不足状況について情報を共有化し、情報の明確化を図る。

エ. 精神医療

市は、地震被害における精神障がい者に対する保健及び医療サービスの確保と心的外傷（PTSD）後ストレス障がい等の精神的不安に対する対応への協力を行う。

オ. 難病患者への対応

透析患者や挫滅症候群（クラッシュ症候群）患者等の難病患者への対応は、特殊な医療を必要とするため、後方医療施設への相談、移送等適切な措置を講ずる。

カ. 特定医療対策

地震によるライフラインの不通にともなう重病患者及び人工透析等特定の医療情報を必要とする患者へ、多様な情報媒体を活用し、情報提供と収集を行う。

## 第4章 被災者の保護・救援のための活動計画

- 第1節 被災地の救援活動計画
- 第2節 被災地の応急活動計画

## 第1節 被災地の救援活動計画

(救援班・水道対策班・物資受入・輸送班)

### 《 基本方針 》

市は、被災した住民に対し、最少限度必要な飲料水、食料、生活必需品等を供給し、被災者を保護するとともに、早期に住民生活の回復が図れるように努める。

### 第1項 救援活動計画

#### 《 計画目標 》

#### 1. 給水対策

大規模な地震発生時における対策は、本項の定める他、【風水害等対策編 第2部 災害応急対策計画 第4章 第4節 給水計画】を参照する。

#### 1) 震災後の応急措置の内容

#### 《 水道施設の応急措置内容 》

- ア. 汚物等の有害物混入防止（場合によっては使用一時中止）
- イ. 取水、送水、浄水施設等の被害把握、仮復旧
- ウ. 給水車等の応急給水方法の確保（使用不能の場合）
- エ. 利用者への損害状況、注意事項等の広報
- オ. 給水（場所、時間、方法）等に関する広報

#### 2) 応急給水の実施

あらかじめ定める計画により、飲料水を確保し、被災者に対する給水を実施する。

給水対象人員を速やかに調査把握するとともに、水源地、井戸等の水源の確保に努める。

- ア. 給水に必要なポリ容器、バケツ（個人用）等給水容器の確保に努める。
- イ. 給水に要する給水車、輸送車両等が必要なときは、県及び隣接市町村に対し応援を要請する。
- ウ. 使用可能な施設より仮設給水栓を設置し、応急給水を実施する。
- エ. 給水（場所、時間、方法）等に関する広報を行う。

#### 2. 食料供給、生活必需品等の確保

大規模な地震発生時における対策は、本項の定める他、【風水害等対策編 第2部 災害応急対策計画 第4章 第3節 食料供給計画、第5節 被服寝具その他生活必需品供給計画】を参照する。

#### 1) 食料供給、生活必需品等の確保体制

主食の配給は、“救援班”が行うものとし、人員、被災状況に基づき配分計画を作成する。大量の配給が必要な場合は県、日本赤十字社奉仕団等に応援要請を行う。

#### 2) 食料供給、生活必需品等の確保計画

##### ア. 調達

市は、自ら調達した食料及び物資を被災者に対し、迅速かつ円滑に供給する。また、供

給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には、県及び近隣市町村に物資の調達を要請する。

#### イ. 配分計画

市は、調達した食料及び物資について配分計画を作成し円滑な配分を行う。

#### ウ. 配給拠点施設の確保

市は、災害が発生した場合において、調達または援助された食料の受け入れ（集積）、配給を行うため、指定避難所等との調整を行ったうえで、配給拠点施設を確保する。

#### エ. 配給等に関する広報

被災状況に応じて、どのような物資が必要であるかを調べ、必要な品目を広報して供給を促す。また、配給（場所、時間、方法）等に関する広報を併せて行う。

### 3) 炊き出し等の給与

炊出しの必要を認めるときは、“救援班”が地域住民等の応援協力を得て、可能な限り学校等の給食施設、または公民館等の既存施設を利用し、できるだけ指定避難所と同一施設、並びに指定避難所に近い施設を選定して設ける。

### 4) 生活必需品等供給

“救援班”が配給計画に基づき、自治会又はボランティアの協力を得て配分する。

指定避難所への配給は、食料の場合と同様とする。その他の住民への配給は、担当班を指名して行う。また、必要量が確保できないときは、県及び周辺市町等に対し応援を要請する。

なお、指定避難所ごとのニーズを的確に把握し、タブレット端末を利用してスムーズな集計を行うなど、県と連携を図りながらシステムの導入を検討する。

## 第2節 被災地の応急活動計画

(土木対策班・物資受入・輸送班・環境対策班)

### 《 基本方針 》

市は、被災地域における二次災害の予防、環境の悪化を防止するため、迅速かつ的確な応急活動を行うとともに、被災地域における住民生活の早期回復と生活安定を図るものとする。

### 第1項 緊急輸送計画

#### 《 計画目標 》

#### 1. 緊急輸送計画

大規模な地震発生時における対策は、本項の定める他、【風水害等対策編 第2部 災害応急対策計画 第2章 第14節 緊急輸送計画】を参照する。

なお、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第86条の14の規定に基づき、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、輸送すべき人並びに輸送すべき場所及び期日を示して、被災者の輸送を要請するものとする。

#### 1) 震災後の応急措置の内容

市は、災害が発生した場合、被災者の避難及び災害応急対策に必要な人員、物資等を迅速かつ的確に輸送する緊急通行車両の運用等をあらかじめ定めておき、緊急輸送等の対策を充実する。

- ア. 被災状況調査、通行可能路線の確認
- イ. 交通規制による緊急通行車両の確認
- ウ. 応急復旧計画、輸送検討

## 2) 緊急輸送対策の実施

### ア. 通行可能路線の確認

交通の確保や緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

### イ. 緊急通行車両の確認

地震発生後、特に、使用可能な交通及び輸送ルートを経済輸送のために確保する必要があり、交通規制に対応した緊急通行車両の確認等の措置をとる。

事前に緊急通行車両の確認申請を受けた車両について、県または県公安委員会から別記様式第2の標章及び別記様式第3の証明書の交付を受ける。

### ウ. 緊急通行車両以外への対応

緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

また、市が管理する道路において、放置車両や立ち往生車両等が発生し、緊急通行車両の通行を確保する必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者が車両の移動等を行うものとする。

また、市は、緊急輸送道路について、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。

### エ. 応急復旧実施

順次優先度を考慮して応急復旧のための集中的な人員、資機材の投入を図る。

## 第2項 応急住宅対策

### 《 計画目標 》

#### 1. 応急住宅対策

大規模な地震発生時における対策は、本項の定める他、【風水害等対策編 第2部 災害応急対策計画 第4章 第9節 住宅の供給確保計画】を参照する。

#### 1) 震災後の応急措置の内容

- ア. 被災建築物の調査の実施
- イ. 危険度判定調査の実施
- ウ. 応急住宅修理計画検討
- エ. 仮設住宅建設計画検討

#### 2) 被災建築物及び宅地の応急危険度判定

災害により被災した建築物及び宅地が、引き続き安全に居住できるか否か及び二次災害に対して安全が確保できるか否かの判定を、「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定書」に基づき県や建築士会等の協力を得て実施する。

### 3) 被災建築物及び宅地応急危険度判定調査

#### ア. 調査の実施

災害後、半壊以上の建築物が多数発生し、居住者等への安全指導を実施する必要がある場合には、「応急危険度判定士」等の協力を得て、早期に被災建築物及び宅地の応急危険度判定を実施する。

#### イ. 判定

応急危険度の判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル（(財)日本建築防災協会・全国被災建築物応急危険度判定協議会）」の判定基準に基づき行う。

被災建築物及び宅地の応急危険度判定は、次の3段階とし、特に必要な注意を付して建物の玄関付近に掲示するとともに関係者へ安全指導を行う。

#### 《 被災建築物応急危険度判定 》

判 定 (3段階)	
危険	この建築物に立ち入ることは危険です。
要注意	この建築物に立ち入る場合は、十分注意して下さい。
調査済	この建築物は被害程度は少ないです。

### 4) 二次災害防止のための応急措置

市は、被災建築物応急危険度判定結果に基づき、立ち入り制限等の措置を行う。

### 5) 応急・復旧措置に関する相談

ア. 倒壊及び外壁等の脱落等のおそれのある建築物等の危険防止に関する相談を行う。

イ. 必要に応じて、被災建築物の復旧に関する技術的相談を関係機関の協力を得て行う。

## 2. 仮設住宅建設計画

市は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、災害発生後、避難者の健全な住民生活の早期確保を図るため、速やかに県と協議のうえ仮設住宅の建設を行う。但し、被災者の入居手続き等を円滑に行うとともに、生活再建についても十分配慮する。

### 1) 応急仮設住宅の供与

被災の規模、被災世帯等に応じ、応急仮設住宅の供与を実施する。

ア. 速やかに住宅被害状況を把握し、その応急復旧に努める。

イ. 応急仮設住宅の建設計画を立案し、住民に対して入居募集等の広報を行う。

ウ. 入居世帯数の不足に応じて、周辺市町村の協力を得る。

エ. 入居後の生活再建策、災害弱者対策等を配慮した入居措置を検討する。

### 2) 仮設住宅の供与及び応急処理の要点

ア. 応急仮設住宅に収容する入居者及び応急修理を受ける世帯の選考にあたっては、十分な調査を基本とすべきであり、必要に応じ、民生委員の意見を徴集する等、被災者の資力、他の生活条件を十分に調査する。

イ. 応急仮設住宅は、被災者に一時居住の場所を与えるための仮設建物であって、その目的が達成されたときは撤去されるべき性格のものであるから、入居者にこの趣旨を徹底させるとともに住宅の斡旋等を積極的に行う。

### 3) 公的住宅空家の斡旋

激甚な災害のため、応急仮設住宅の供与や被災住宅の応急修理では住宅対策が不十分な場合、また、市営住宅等への入居を図ったうえ不足する場合は、関係機関等への協力要請を行ったうえで、県や都市基盤整備公団等が管理する公営住宅・公的住宅等への被災者用応急住宅としての一時使用を要請する。

## 第3項 防疫、清掃計画

### 《 計画目標 》

#### 1. 防疫、清掃計画

大規模な地震発生時における対策は、本項の定める他、【風水害等対策編 第2部 災害応急対策計画 第3章 第10節 障害物除去計画、第4章 第7節 防疫、清掃、食品衛生監視計画】を参照する。

#### 《 防疫の応急措置内容 》

- ア. 予防教育及び広報活動の強化
- イ. 清潔方法及び消毒方法の施行
- ウ. ねずみ族、昆虫等の駆除
- エ. 家庭用水の供給
- オ. 感染症の患者への入院勧告等
- カ. 指定避難所の衛生管理及び防疫指導

#### 1) 防疫の実施

あらかじめ定める計画により、感染症患者の発生状況を的確に把握し、患者、保菌者の早期発見に努め、感染症の蔓延防止等適切な予防措置を講じるため防疫活動及び検病調査を実施する。

#### 2) 災害廃棄物処理の実施

##### ア. 災害廃棄物処理計画

- a. 速やかに処理施設、関連施設の被害状況を把握し、処理施設の確保及び応急復旧に努める。
- b. 倒壊家屋等のがれきやごみの発生量を把握し、収集体制を確保する。
- c. ごみ収集及び処理計画を立案し、住民に対して「ごみ排出」に関する広報を行う。
- d. 必要に応じて収集したごみは、周辺市町村の協力を得て処理する。
- e. その他所用の計画に基づいて実施する。

##### イ. 実施方法

災害時に発生したごみは、住民の協力を得て収集するとともに、臨時集積所に一時集積し、委託業者と連携して収集処理にあたる。

##### ウ. 臨時集積所

臨時集積所は、原則として市長の指示する場所で処理する。除去した障害物は、環境衛生上の問題を考慮する。

#### 第4項 廃棄物処理

大規模な地震発生時における廃棄物処理対策は、【風水害等対策編 第2部 災害応急対策計画 第4章 第8節 廃棄物処理】を参照する。

#### 第5項 応急活動対策

##### 《 計画目標 》

##### 1. 公共施設等対策

大規模な地震発生時における対策は、本項の定める他、【風水害等災害対策編 災害応急対策計画 第4章 第14節 交通施設災害応急対策計画】を参照する。

##### 1) 道路、橋梁、その他公共施設等対策

###### ア. 施設被害の把握

被害を受けた道路、橋梁及び交通状況を速やかに把握し、迂回路の選定等により交通路の確保に努める。また、被害状況等については、県や関係機関等に報告する。

###### イ. 緊急点検の実施

大規模地震発生後直ちに、専門技術を有する人材等を活用して、それぞれの所管する道路、橋梁、施設や設備等の緊急点検を実施する。

###### ウ. 応急復旧

被害を受けた道路、橋梁、施設等は速やかに復旧体制を確立し、必要な措置をとる。

###### エ. 住民への広報

被害を受けた道路、橋梁、施設等の情報は、その被害状況、二次災害の危険性、復旧の見込み等を看板や掲示板、広報車等により広報する。

## 第5章 社会基盤の応急対策計画

### 第1節 ライフライン施設災害応急対策計画

## 第1節 ライフライン施設災害応急対策計画

(庶務班・環境対策班・水道対策班)

### 《 基本方針 》

水道事業者及び市は、災害時において速やかに応急復旧を行い、飲料水の確保及び下水処理機能の維持に努め、市民生活の安定を図る。

また、電気、ガス、通信施設等を災害から保護するとともに、速やかな応急復旧の各種対策により被災した電力、ガス、電気通信設備等の供給機能の確保に努めるものとする。

### 第1項 水道施設災害応急対策

#### 1. 水道施設の応急対策

##### 1) 取水施設

取水施設の被災に対しては、あらかじめ必要な応急復旧用資材により応急復旧を行う。  
特に、自家発電装置等を整備する。

##### 2) 浄水施設

- ア. 各浄水場は、原水の処理能力の低下を防止するため、原水処理薬品類を備蓄して所要の浄水能力を確保する。
- イ. 沈澱池、浄水池等の被害に対しては応急復旧を行う。
- ウ. 特に、自家発電装置等を整備する。

##### 3) 送水ポンプ施設

ポンプ場には、送水のための応急措置をとるとともに、停電時の備えとして自家発電等による施設や機器の運転制御を行い、停電復帰後速やかに加圧送水ができるよう努める。  
特に、自家発電装置等を整備する。

##### 4) 送水施設

- ア. 圧力管路の被害に対しては、直ちに本復旧を行う。
- イ. 自然流下水路の被害に対しては、本復旧を行う。

#### 2. 応急処置

##### 1) 応急対策要員・資機材の確保

原則として“水道対策班”の人員・資機材にて対応するが、市災害対策本部のみでは応急及び復旧対策が困難な場合には、由布市管工事組合等の協力を求め、相互に応急復旧が行える体制整備に努める。

##### 2) 応急処置の内容

- ア. 汚物等の有害物混入防止（場合によっては使用一時中止）
- イ. 取水・導水・浄水施設の防護
- ウ. 給水車等の応急給水法の確保（使用不能の場合）
- エ. 利用者への損害状況、注意事項等の広報

### 3. 応急復旧対策

応急復旧工事は、“水道対策班”と由布市管工事組合等の協力を得て実施する。但し、被害の状況により近隣市町等に応援を要請する。

#### 1) 初期の段階（被災後概ね5日以内）

由布市管工事組合等に応援を求め対応する。

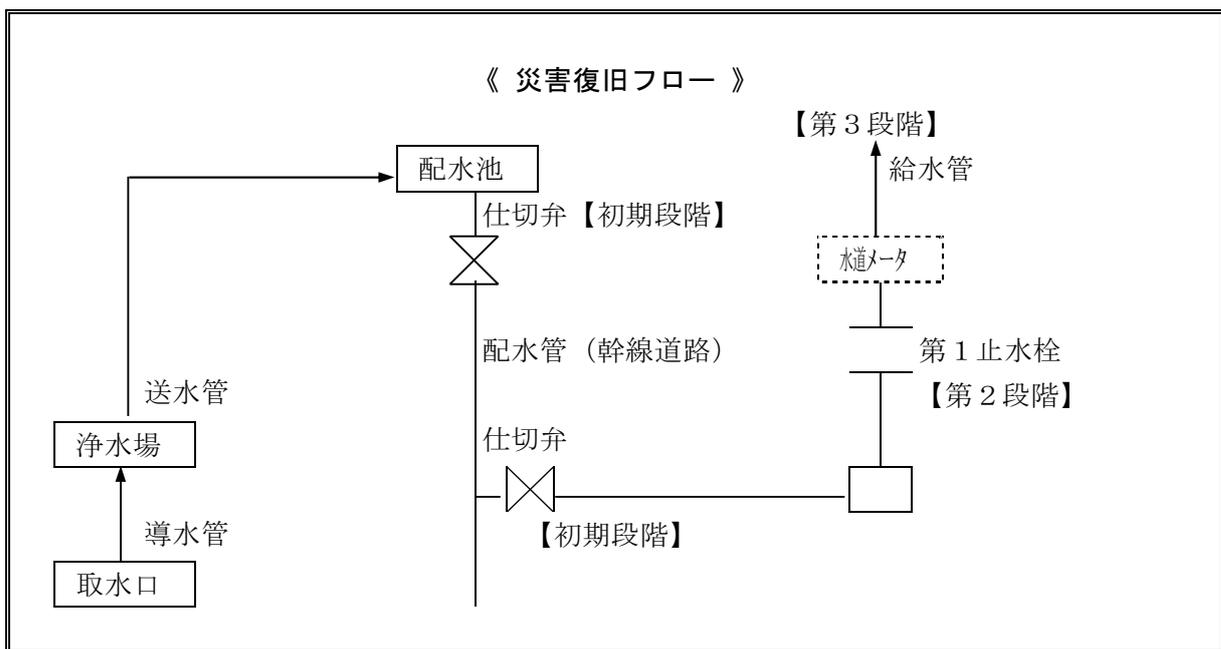
復旧部隊 調査員（危険箇所、漏水箇所の調査） 監督員（工事監督、弁操作）
--

#### 2) 第2段階（被災後概ね6日以降）

一般行政職の技術職員及び近隣市町に工事支援を要請し対応する。

#### 3) 応急復旧工事の順序

初期段階	1) 仕切弁を止める 2) 導水管の調査及び復旧（仮設配管等の対応含む。） 3) 送水管の調査及び復旧（仮設配管等の対応含む。） 4) 配水管（幹線管路）の調査及び復旧（仮設配管等の対応含む。）
2. 第2段階	1) 緊急に水を要する施設（病院、福祉施設等）に対する給水については仮設配管等で対応する。 2) 各家庭における止水栓（第1止水）を止める。 3) 緊急拠点配水地点、学校、公民館等の避難所において臨時給水を行う。 4) 配水管支管及び給水管の調査を行い、復旧工事を実施の上、通水する。以上の作業を繰り返し継続する。（修理箇所の調査は、配水エリアを限定しながら順次給水区域を拡大する。）
4. 第3段階	1) 各家庭に1栓水柱を設置する。 2) 順次、宅地内漏水の修理を行う。



## 第2項 し尿処理施設災害応急対策

### 1. し尿処理施設の応急対策

災害により被害を受けたし尿処理施設については、速やかに復旧することとするが、トイレ等が使用不可能になった場合に対処するため、必要により、“環境対策班”と連携をとりながら臨時の貯留場所を設置し、あるいは共同の仮設便所を設ける等の対策を講ずる。

### 2. 管渠

- 1) 地下埋設管渠の被害に対しては、汚水、雨水の疎通に支障のないように迅速に応急措置を講じるとともに本復旧の方針を立案する。
- 2) 工事施工中の箇所については、業者に被害を最小限にとどめるよう指揮監督するとともに状況に応じて現場要員、資機材の補給を行う。
- 3) 可搬式の排水ポンプ等の資機材は、あらかじめ定めた応援協定等の締結により所要量を整備・調達し、応急対策にあたる。

### 3. ポンプ場及び処理場

- 1) 停電のためポンプ機能が停止した場合、ディーゼル発電機等によってポンプ施設等の運転を行い、機能停止による排水不能な事態がおこらないようにする。
- 2) 特に防護の必要のあるものに対しては、浸水、洪水、風水害の災害に備え、所要の資機材を備蓄し応急復旧を行う。

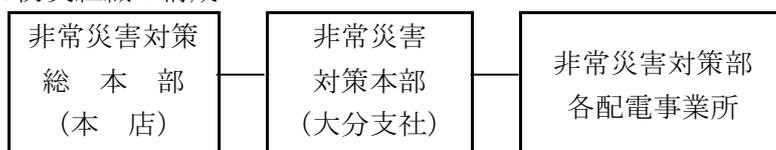
## 第3項 電気施設災害応急対策

### 1. 電気施設の災害応急対策計画

#### 1) 防災活動体制

電気施設に係る事業は、平常時における電気事故の復旧について、日常業務組織における諸種の規制により運用を図っているが、甚大な被害を及ぼすおそれのある災害に対しての応急対策の実施は、所要の計画等により実施することとしている。

#### ア. 防災組織の構成



- 2) 電気施設の通電に際しては、二次災害として火災の発生を誘発するため、延焼危険の高い地域等への通電の際の出火防止を市においても周知する。

## 第4項 ガス施設災害応急対策

### 1. ガス施設災害応急対策計画

#### 1) 簡易ガス事業

ガス事業者は、「簡易ガス保安規程」に基づき、応急対策を実施するものとしている。また、大規模災害により、事業者単独で対応することが困難な場合には、日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」により協力体制を活用する。

#### ア. 火災発生対策

L P ガスが漏えいした場合、拡散しにくいいため、着火の危険性が高いのが特徴であり、局地的地域に火災が発生した際は、ガス需要家毎にガス使用をしゃ断し、広範囲に広がる場合は地域別に、または全域のガスの使用をしゃ断する等の措置をとる。

## 第5項 通信施設災害応急対策

### 1. 応急対策

災害時における電気通信設備の応急対策は、西日本電信電話（株）「防災業務計画」に基づき実施し、通信の確保にあたることとしている。

#### 1) 名称

西日本電信電話（株）大分支店災害対策本部

#### 2) 防災組織構成

本部長（支店長）—— 副本部長（副支店長）—— 各班（部長等）

### 2. 復旧対策

災害により電気通信設備に被害が発生し、回線に障害が生じた場合は、通信の途絶の解消及び重要通信の確保に努めるとともに、被災状況に応じた措置により回線の復旧を図る。回線の復旧順位は次表のとおりである。

回線の復旧順位表

順位	復 旧 回 線
第一順位	次の機関に設置される電話回線及び専用線等各一回線以上 ・ 気象機関に設置されるもの ・ 水防機関に設置されるもの ・ 消防機関に設置されるもの ・ 災害救助機関に設置されるもの ・ 警察機関に設置されるもの ・ 防衛機関に設置されるもの ・ 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・ 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・ 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
第二順位	次の機関に設置される電話回線及び専用線等各一回線以上 ・ ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・ 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・ 選挙管理機関に設置されるもの ・ 新聞社、放送事業者または通信社の機関に設置されるもの ・ 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの ・ 国または地方公共団体の機関に設置されるもの（第一順位となるものを除く）
第三順位	第一順位及び第二順位に該当しないもの

# 地震災害対策編 第3部 災害復旧計画

## 第1章 災害復旧計画